

筑後市地域防災計画

資料編

令和6年8月改定

筑後市防災会議

【目 次】

項 目	番 号	資料名	ページ
1. 条例・組織関連資料	1-1	筑後市防災会議委員名簿	1
	1-2	筑後市防災会議条例	2
	1-3	筑後市防災会議運営規程	4
	1-4	筑後市災害対策本部条例	5
2. 災害危険区域等	2-1	重要水防箇所（国管理重要水防区域）	6
	2-2	重要水防箇所（県管理重要水防区域）	7
	2-3	重要水防区域（その他重要水防区域）	8
3. 施設関連資料	3-1	避難所一覧表	9
	3-2	医療機関一覧表	10
	3-3	人工透析及び救急医療機関	12
	3-4	要配慮者等利用施設一覧表（浸水想定区域内）	13
	3-5	指定文化財一覧表	15
	3-6	水防資機材一覧	17
	3-7	救急業務実施体制の状況	18
	3-8	ヘリコプター離発着場一覧	18
	3-9	空中消火用離着陸場一覧	19
	3-10	火薬類貯蔵施設概要	19
	3-11	火葬場一覧	19
	3-12	ごみ焼却施設一覧	19
	3-13	し尿処理施設一覧	19
	3-14	水位計設置箇所一覧	19
4. 協定・様式	4-1	災害時応援協定締結一覧	21
	4-2	県（防災企画課）からの通知	26
	4-3	被害状況報告書	28
	4-4	被害程度の認定基準	31
	4-5	罹災証明書	34
	4-6	災害救助法の関連資料	35

1 条例・組織関連資料

1-1 筑後市防災会議委員名簿

No.	役員会	役職	所属機関名
1	会長	市長	筑後市
2	委員	所長	国土交通省筑後川河川事務所矢部川出張所
3	〃	隊長	陸上自衛隊第4高射特科大隊
4	〃	所長	福岡県筑後農林事務所
5	〃	所長	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
6	〃	所長	福岡県八女県土整備事務所
7	〃	署長	福岡県筑後警察署
8	〃	所長	九州電力送配電株式会社八女配電事業所
9	〃	駅長	J R九州筑後船小屋駅
10	〃	局長	日本郵便株式会社 筑後郵便局
11	〃	災害対策室室長	西日本電信電話株式会社九州支店
12	〃	センター長	福岡八女農業協同組合筑後地区センター
13	〃	総務課長	筑後商工会議所
14	〃	団長	筑後市消防団
15	〃	会長	筑後市行政区長会
16	〃	代表	ちくご男女共同参画ネットワーク
17	〃	代表	筑後市連合婦人会
18	〃	代表	自主防災組織
19	〃	事務局長	地方独立行政法人筑後市立病院
20	〃	事務局長	筑後市社会福祉協議会
21	〃	副市長	筑後市
22	〃	教育長	筑後市
23	〃	総務部長	筑後市
24	〃	市民生活部長	筑後市
25	〃	建設経済部長	筑後市
26	〃	教育部長	筑後市
27	〃	議会事務局長	筑後市
28	〃	消防長	筑後市

1-2 筑後市防災会議条例

昭和41年10月4日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、筑後市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 筑後市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 筑後市防災会議運営規程

昭和 42 年 4 月 20 日

告示第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、筑後市防災会議条例(昭和 41 年条例第 20 号)第 5 条の規定に基づき、筑後市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 3 条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 筑後市防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。

(4) 災害対策本部の設置について、市長に意見を具申すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 4 条 防災会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 45 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 30 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 63 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

1－4 筑後市災害対策本部条例

昭和 41 年 10 月 4 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、筑後市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害危険区域等

2-1 重要水防箇所（国管理重要水防区域）

■ 重要水防構造物（Aランク）

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	松永樋門 (下流側)	右岸	15/425	—	国土交通省	応急対策A
	溝口落合 樋 管	右岸	17/155	—	国土交通省	応急対策A

■重要箇所（Bランク）

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	尾 島	右岸	14/900～ 16/300	1400	堤防高不足 河 積 不 足 河道断面不足	積土嚢
〃	溝 口	〃	17/100～ 17/300	200	河 積 不 足 河道断面不足	積土嚢

■重要箇所（要注意）

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備 考	水防工法
矢部川	船小屋	右岸	15/400	—	尾島陸閘1号	—
〃	船小屋	右岸	15/410	—	尾島陸閘2号	—
〃	船小屋	右岸	15/430	—	北長田陸閘1号	—
〃	船小屋	右岸	15/450	—	北長田陸閘2号	—

2-2 重要水防箇所（県管理重要水防区域）

■重要箇所

花宗川・山ノ井川（筑後川水系）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長 m	重要度	予想される事態	水防工法
花宗川	島田	左岸	新共済橋上流 20mより富久橋下流 20mまで	900	B	溢水	積土嚢工
〃	島田	左岸	庄島橋より下流へ	170	B	越水	〃
〃	野町	左岸	振興橋上流 50mより堺橋上流 30mまで	140	B	溢水	〃
〃	山ノ井	右岸	国道 209 号二本松橋を中心に上下流	120	B	〃	〃
山ノ井川	江口	左岸 右岸	井竜橋より更ヶ橋まで	900 900	B	〃	〃
〃	富重江	左岸	夜啼橋より高江橋まで	950	B	〃	〃
〃	山ノ井	左岸 右岸	新徳久橋より山ノ井橋（国道 209 号）まで	750 750	A	〃	〃
〃	前津	右岸	幸木橋下流 40mより下流へ	90	C	〃	〃

2-3 重要水防箇所（その他重要水防区域）

■重要箇所

防災重点農業用ため池

名 称	地先名	左右岸 の別	堤体長	予想される事態	水防工法
天堤	西牟田	全堤	310	大規模地震により堤防が破損、また大雨等で貯水位が急激に上昇し、破損個所からの漏水・決壊の恐れあり	月の輪工法
長須溜池	熊野	全堤	60		
井原堤	西牟田	全堤	80		
新池	蔵数	全堤	170		
中ノ堤	蔵数	全堤	130		
大堤	蔵数	全堤	111		
落満池	蔵数	全堤	60		

3 施設関連資料

3-1 避難所一覧表

No.	校区	施設名	収容人数		浸水想定区域	備考
			通常	感染症		
1	羽犬塚	中央公民館	500	224		
2	筑後北	北部交流センター	250	56		
3	水田	<u>筑後南コミュニティセンター</u>	<u>250</u>	<u>72</u>	○	
4	水田	<u>総合福祉センター</u>	<u>500</u>	<u>154</u>		
5	羽犬塚	羽犬塚小学校体育館	400	140		
6	二川	若菜公民館	60	24		
7	松原	熊野公民館	150	34		
8	水洗	志公民館	50	20	○	
9	西牟田	寛元寺公民館	50	16		
10	古島	島田公民館	50	22	○	
11	筑後	長浜公民館	80	26		
12	古川	新溝しんみつ館	50	18	○	
13	下妻	馬間田公民館	50	22	○	
14	二川	サザンクス筑後	2,000	580		
15	水洗	筑後広域公園体育館	800	260		
16	筑後北	筑後北小学校体育館	300	100		
17	二川	二川小学校体育館	300	100		
18	松原	松原小学校体育館	300	100		
19	水洗	水洗小学校体育館	300	100	○	
20	西牟田	西牟田小学校体育館	300	100		
21	古島	古島小学校体育館	300	100	○	
22	筑後	筑後小学校体育館	400	130		
23	古川	古川小学校体育館	300	100	○	
24	下妻	下妻小学校体育館	300	100	○	
25	水田	J A 筑後地区センター	200	32		
26	羽犬塚	羽犬塚中学校体育館	400	130		
27	松原	筑後北中学校体育館	400	130		
28	水田	筑後中学校体育館	400	130	○	
29	筑後	県トラック協会	100	30		
30	筑後	八女高校体育館	400	130		
31	羽犬塚	八女工業高校体育館	400	130		
32	水田	筑後特別支援学校体育館	400	130		
		合計	10,740	3,440		

3-2 医療機関一覧表

■ 病院

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	あかさか診療所	蔵数 578 番地 53	53-1123
2	あさかわ整形外科クリニック	山ノ井 218 番地 1	51-7339
3	あだち循環器科内科クリニック	山ノ井 287 番地	53-3044
4	石井内科医院	羽犬塚 547 番地	51-7751
5	伊藤医院	前津 90-1 番地	53-3531
6	いはら皮ふ科クリニック	長浜 1387 番地 1	54-7737
7	植田病院	西牟田 6359 番地 3	53-5161
8	うえまつメンタルクリニック	和泉 639 番地 1	80-7890
9	牛島医院	一条 1242 番地	53-3808
10	江崎耳鼻咽喉科医院	山ノ井 358 番地 5	53-2347
11	おおうち内科クリニック	久富 868 番地	54-0600
12	おおた胃腸科 S クリニック	富久 115 番地 1	51-7080
13	大橋整形外科クリニック	西牟田 3878 番地 6	51-7001
14	柿添医院	新溝 88 番地 1	51-1239
15	柿添整形外科クリニック	野町 666 番地 2	53-5000
16	加藤田整形外科医院	熊野 1539 番地 9	53-6811
17	川上小児科医院	徳久 196 番地 5	54-0630
18	川村皮膚科形成外科医院	山ノ井 1075 番地 3	53-3051
19	こばやし医院	長浜 2358 番地	53-1001
20	小林レディースクリニック	水田 991 番地 1	53-0012
21	さとうこどもクリニック	蔵数 107 番地 1	54-0123
22	杉村こどもクリニック	水田 991 番地 2	52-8915
23	チクゴ医院	尾島 685 番地	53-4350
24	ちくご糖尿病・内分泌クリニック	前津 4 番地 1	42-1100
25	筑後市立病院	和泉 917 番地 1	53-7511
26	つつみ脳神経外科クリニック	蔵数 642 番地 7	42-1155
27	鶴丸眼科	前津 60 番地 1	52-0002
28	寺崎脳神経外科	山ノ井 754 番地 1	42-1234
29	永田医院	鶴田 251 番地 8	53-3271
30	なかの内科消化器科医院	山ノ井 975 番地	53-5668
31	中村クリニック	野町 665 番地 1	52-7311

32	平井医院	和泉 382 番地	53-2353
33	馬田医院	山ノ井 330 番地	53-2563
34	まるおか小児科内科医院	和泉 247 番地 5	53-2041
35	宮城耳鼻咽喉科クリニック	下北島 1195 番地	52-8733
36	安田クリニック	西牟田 3671 番地 11	51-7313
37	山方内科医院	前津 1854 番地 1	52-1351
38	山崎医院	山ノ井 277 番地	53-2753
39	山下眼科医院	山ノ井 799 番地 4	53-2225
40	やまなクリニック	蔵数 1055 番地 1	42-3888
41	やまもと内科循環器科医院	上北島 312 番地 7	51-1110
42	吉田眼科医院	長浜 2360 番地 2	54-1888
43	よしむら皮ふクリニック	尾島 190 番地 1	65-3912
44	ゆずかクリニック	上北島 1153 番地 3	65-6513

■ 歯科

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	あまの歯科医院	徳久 188 番地 2	51-1113
2	有吉歯科クリニック	前津 1572 番地 7	27-9844
3	井口歯科医院	長浜 1139 番地	53-2814
4	おおつ歯科こども歯科	山ノ井 763 番地	53-1153
5	おおぶち歯科医院	熊野 70 番地 6	51-1551
6	きくかわ歯科医院	野町 829 番地 5	54-2217
7	くりやま歯科医院	久富 1239 番地 5	54-0504
8	こが歯科・矯正歯科	長浜 2238 番地 2	27-7117
9	近藤歯科医院	西牟田 3485 番地 2	52-4561
10	坂田歯科医院	溝口 1210 番地 1	53-7089
11	下川歯科医院	和泉 89 番地 1	53-7720
12	城崎歯科医院	水田 87 番地 3	53-8205
13	高山歯科医院	山ノ井 773 番地	53-2728
14	立岡歯科医院	羽犬塚 483 番地	53-3070
15	立山歯科	熊野 1478 番地 6	52-0187
16	たなか歯科クリニック	西牟田 4108 番地 8	48-4184
17	筑後宮崎歯科	前津 57 番地 1	52-2311
18	なかお歯科医院	野町 6 番地 19	52-2756

19	中島歯科医院	一条 1275 番地 3	53-8250
20	永田歯科医院	水田 1376 番地 6	52-2133
21	野田歯科クリニック	山ノ井 83 番地 5	53-4187
22	ひさいし歯科・矯正歯科	一条 1231 番地 1	52-3386
23	ふじわら歯科医院	庄島 240	52-4067
24	本田歯科医院	新溝 82 番地 1	53-3431
25	馬田歯科医院	山ノ井 355 番地 1	52-8788
26	まちの歯科医院	和泉 483 番地 4	42-1515
27	むらかみ歯科・小児歯科	上北島 72	52-5290
28	山口歯科医院	尾島 296 番地 1	53-3256
29	山下いさみ歯科医院	西牟田 3799 番地 23	53-7864
30	山村歯科医院	蔵数 521 番地 55	53-3106
31	よしいずみ歯科	長浜 4 番地 1	42-3555

3-3 人工透析及び救急医療機関

■人工透析が可能な病院

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	チクゴ医院	尾島 685 番地	53-4350
2	中村クリニック	野町 665 番地 1	52-7311

■救急医療機関

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	筑後市立病院	和泉 917 番地 1	53-7511

3-4 浸水想定区域内に立地する要配慮者等利用施設

■ 教育施設

校区	施設名	所在地	浸水想定区域 (想定浸水深 0.5m未満を除く)
古川	古川小学校	筑後市久恵 1007	○
水洗	水洗小学校	筑後市志 13	○
下妻	下妻小学校	筑後市下妻 1317	○
古島	古島小学校	筑後市古島 233	○

■ 高齢者福祉施設及び介護施設等

校区	施設名	所在地	指定施設 (避難確保計画の義務)
水洗	デイサービスセンター福祉館おかざき	筑後市尾島 545 番地 1	○
	有料老人ホーム福祉館おかざき		○
水洗	ショートステイちくご船小屋	筑後市志 121 番地 2	○
	デイサービスセンターちくご船小屋		○
	特別養護老人ホーム ちくご船小屋		○
水洗	船小屋荘	筑後市尾島 510 番地 1	○
	グループホーム ひかり		○
古川	地域密着型特別養護老人ホーム 明笑園	筑後市鶴田 606 番地	○
	短期入所生活介護 明笑園		○
古川	特別養護老人ホーム 芳樹園	筑後市鶴田 555 番地	○
古川	デイサービスセンター芳樹園	筑後市鶴田 555 番地 1	○
下妻	デイサービス 絆	筑後市馬間田 151 番地 1	○
水洗	介護老人保健施設 のぞみ船小屋	筑後市志 55	○
	介護老人保健施設 のぞみ船小屋 (通所リハビリテーション)		○
水洗	グループホーム のぞみ	筑後市志 126 番地 3	○

■ 障害者支援施設等

校区	施設名	所在地	指定施設 (避難確保計画の義務)
古川	障害者支援施設 仁愛荘	筑後市鶴田 601 番地	○
古川	障害者支援施設 浩明寮	筑後市鶴田 606 番地	○
下妻	すみれ	筑後市常用 890 番地 1	○
古川	わかたけ作業所	筑後市鶴田 474 番地	○
水田	はねっこ	筑後市水田 838 番地 5	○

■ 児童福祉施設等

校区	施設名	所在地	指定施設 (避難確保計画の義務)
下妻	棕の実保育園	筑後市馬間田 975 番地 1	○
古川	古川保育園	筑後市溝口 1231 番地	○
水洗	船小屋保育園	筑後市尾島 789 番地	○
水田	水田幼児園	筑後市水田 64 番地 4	○
水洗	はらっぱ保育園	筑後市津島 977 番地	○
古川	そおう保育園	筑後市鶴田 555 番地 1	○
古川	古川学童保育所	筑後市久恵 1007 番地	○
水洗	水洗学童保育所	筑後市尾島 158 番地 1	○
下妻	下妻学童保育所	筑後市下妻 1317 番地	○
古島	古島学童保育所	筑後市古島 195 番地 1	○

■ 医療施設

校区	施設名	所在地	指定施設 (避難確保計画の義務)
水洗	チクゴ医院	筑後市尾島 685 番地	○

3-5 指定文化財一覧表

■ 国指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
天然記念物	カササギ生息地	T12. 3. 7	福岡県、佐賀県
天然記念物	船小屋ゲンジボタル発生地	S16. 3. 27	筑後市大字尾島・溝口・北長田・津島・みやま市
無形文化財	久留米餅	S32. 4. 25	筑後市・久留米市・広川町・大木町
史跡	石人山古墳	S16. 3. 27	筑後市大字一条 1433

■ 県指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
考古資料	滑石経	S30. 3. 5	筑後市大字水田 17 番地 2
無形民俗文化財	稚児風流	S31. 1. 19	筑後市大字水田 46 番地
無形民俗文化財	千燈明	S35. 12. 21	筑後市大字水田 46 番地
建造物	水田天満宮本殿	S36. 4. 18	筑後市大字水田 46 番地
建造物	水田の石造鳥居	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
彫刻	石造狛犬	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
天然記念物	水田の森	S36. 10. 21	筑後市大字水田 46 番地
建造物	光明寺の石造九重塔	S36. 10. 21	筑後市大字津島 807 番地
建造物	板東寺の石造五重塔	S36. 10. 21	筑後市大字熊野 1012 番地
有形民俗文化財	木造獅子頭	S36. 11. 14	筑後市大字水田 46 番地
有形民俗文化財	木造火王水王面	S36. 11. 14	筑後市大字水田 46 番地
有形民俗文化財	石造狛犬	S37. 7. 26	筑後市大字古島 516 番地
無形民俗文化財	熊野神社鬼の修正会	S44. 10. 20	筑後市大字熊野 730 番地
史跡	山梶窩	S44. 10. 20	筑後市大字水田 242 番地 1
無形文化財	筑後の手すき和紙	S47. 11. 18	筑後市、八女市
書跡	寛元寺文書	S50. 8. 14	筑後市大字西牟田 1791 番地
建造物	熊野神社の眼鏡橋	S57. 4. 1	筑後市大字熊野 730 番地
無形民俗文化財	久富の盆綱曳き	H8. 7. 3	筑後市大字久富
無形文化財	掛川（花ゴザ織り）	H8. 7. 3	筑後市大字富久 794

■ 市指定文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
有形民俗文化財	社日神石祠・神像	S63. 1. 29	筑後市大字野町
有形民俗文化財	恵比寿石祠・神像	S63. 1. 29	筑後市大字羽犬塚
史跡	欠塚古墳	H4. 12. 14	筑後市大字前津 1784 番地 8
天然記念物	竈門神社社叢	H15. 6. 4	筑後市大字溝口 1553 番地 1
無形民俗文化財	竈門神社の千灯明	H15. 6. 4	筑後市大字溝口 1553 番地 1
有形文化財（彫刻）	木造仁王像	H15. 6. 4	筑後市大字津島 807 番地
有形文化財（彫刻）	木造十王坐像 木造葬頭河婆坐像	H15. 6. 4	筑後市大字津島 807 番地

3-6 水防資機材一覧

2024.4月現在

資機材名	野町水防倉庫	下妻水防倉庫	備考(合計)
土のう袋	1,230	0	2,635枚
土のう備蓄量	3,000	0	別に消防署500
杉杭 4.0m		0	
杉杭 3.0m		0	
杉杭 2.5m		0	合計68本
杉杭 2.0m		0	
杉杭 1.0m		0	
松杭 2.0m		0	
カケヤ	9	1	10本
スコップ	53	6	59本
ハンマー	3	1	4本
たこ	0	0	
ツルハシ	12	2	14本
かき板	4	0	4本
クワ	5	0	5本
かま	6	0	6本
竹ザル	47	7	54個
のこぎり	6	0	6本
トビロ	0	0	
ペンチ	1	0	1本
ビニールシート	6	0	6枚
トラロープ	3	0	3本
リヤカー	1		1台
一輪車	8	0	8台
発電機 投光機	1	0	1台 1本
ショベルカー	1	0	1台
バリケード	45	0	45台
チェーンソー	4	0	電動1台・エンジン3台
鋼杭	15	0	(1m×10mm) 15本
山砂	21	0	21 m ³
水防マット	1	0	1枚
電動鉄工切断機	1	0	1台
電動水中ポンプ	1	0	1.5In・1台
電動ドリル	2	0	大1・小1
舗装用プレート	1	0	1台
電動丸鋸	1	0	1台
水タンク	1	0	500リッター1台
白線ライン引き	1	0	1台
コードリール	1	0	20m×1個
看板 標識	20	0	道路標識等
腕章 帽子	80	0	腕章44 帽子36
蓋上げ機	19	0	大2 中7 小10台
懐中電灯	3	0	3個
肩掛草刈機	3	0	3台

3-7 救急業務実施体制の状況

管内面積	管内人口	救急自動車台数				救急隊数	救命士運用隊数	救急隊員数					
		保有数	内非常用		内高規格			合計	うち資格者・修了者			専務	兼務
				内高規格					救命士	標準課程	救急Ⅱ課程		
41.85	48,339	3	1	1	3	4	4	42	10	32	0	10	32

医療機関数							人口 10万人 当たりの 救急医療 機関数	現場到 着平均 所要時 間(分)	収容平 均所要 時間 (分)	救急搬送件数		
合計	救急告示医療機関数					その 他の 医療 機関				令和2年中	令和元年中	対前 年増 減率 (%)
	小計	国公立	公的	私的								
				病院	診療所							
42	1	0	1	0	0	41	2.1	8.0	30.1	1,768	1,897	△6.8

※ 「令和2年消防年報」（福岡県）統計資料第7-1表「救急業務実施体制の状況」から引用

3-8 ヘリコプター離発着場一覧

	名称	所在地	備考（広さ）
1	筑後北中学校グラウンド	大蔵数 724 番地	180m×101m
2	羽犬塚中学校グラウンド	大字羽犬塚 80 番地	101m×180m
3	筑後中学校グラウンド	大字水田 1046 番地 1	120m×137m
4	八女高等学校グラウンド	大字和泉 251 番地	22,510 m ²
5	八女工業高等学校グラウンド	大字羽犬塚 301 番地 4	11,161 m ²
6	市民の森公園	大字和泉地内	24,000 m ²
7	井原堤水辺公園	大字西牟田地内	16,400 m ²
8	溝口ふれあい広場	大字溝口地内	6,927 m ²
9	筑後広域公園 (南北駐車場、多目的広場)	大字津島地内	38,460 m ²
10	川の駅船小屋 恋ぼたる (芝生広場)	大字尾島地内	330m×170m

3-9 空中消火用離着陸場一覧

	空中消火用離着陸場名	所在地	備考（広さ）
1	羽犬塚中学校グラウンド	大字羽犬塚 80 番地	101m×180m
2	筑後中学校グラウンド	大字水田 1046 番地 1	120m×137m
3	筑後北中学校グラウンド	大字蔵数 724 番地	180m×101m

3-10 火薬類貯蔵施設概要

地区	所在地	火薬庫の種類別棟数						計
		1 級	2 級	3 級	実包	煙火	玩具	
筑後地区	筑後市					1		1

（福岡県地域防災計画より）

3-11 火葬場一覧

名称	所在地	電話番号	処理能力 (体/日)	備考 (火葬炉数)
八女西部斎場東原園	八女市今福 1350 番地 1	0943-24-4404	10	6 基

（福岡県地域防災計画より）

3-12 ごみ焼却施設一覧

市町村圏	施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (t/日)
八女・筑後	八女西部 クリーンセンター	八女西部広域 事務組合	八女市・筑後市 大川市・久留米市・ 大木町・広川町	平成 12 年 3 月	ガ溶・ 全連	110×2 炉

（福岡県地域防災計画より）

3-13 し尿処理施設一覧

市町村圏	施設名	管理者	構成市町村	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
八女・筑後	筑後市衛生 センター	筑後市	筑後市	昭和 58 年 11 月	標脱	75

（福岡県地域防災計画より）

3-14 水位計設置箇所一覧

■ 危機管理型水位計（市設置）

	設置箇所	管理者	設置施設
1	一条(国道 209 号西側)	筑後市	水位計
2	赤坂[1](中ノ堤ため池)	筑後市	水位計・カメラ
3	赤坂[2](大堤ため池)	筑後市	水位計・カメラ
4	上原々北[1](国道 209 号東側)	筑後市	水位計
5	蔵数(筑後北中南側)	筑後市	水位計・カメラ
6	西牟田町(県道瀬高久留米線)	筑後市	水位計

7	鷲寺(県道筑後城島線)	筑後市	水位計
8	久保(久保公民館南側)	筑後市	水位計
9	流[1](県道瀬高久留米線交差点)	筑後市	水位計
10	流[2](境井出南側)	筑後市	水位計
11	万才(国道442号南側)	筑後市	水位計
12	若菜(富重堰北西側)	筑後市	水位計
13	島田(県道富久瀬高線)	筑後市	水位計・カメラ
14	和泉東(国道209号西側)	筑後市	水位計
15	徳久[2](市役所東側)	筑後市	水位計
16	徳久[1](久富堰)	筑後市	水位計
17	津島東(筑後船小屋駅東側)	筑後市	水位計
18	志(水洗小学校東側)	筑後市	水位計
19	鶴田(市営鶴田団地南東側)	筑後市	水位計
20	溝口(北長田樋管上流)	筑後市	水位計
21	大和(井原堤)	筑後市	水位計・カメラ
22	大和・野中(天堤)	筑後市	水位計・カメラ
23	上原々北[2](長須ため池)	筑後市	水位計・カメラ
24	上原々北[3](河原池)	筑後市	水位計・カメラ
25	欠塚[1](昭和ため池)	筑後市	水位計・カメラ
26	欠塚[2](坂田ため池)	筑後市	水位計・カメラ

■ 水位計（国・県設置）

	設置箇所	管理者	設置施設
1	船小屋水位観測所 矢部川/船小屋温泉橋	国	水位計+カメラ
2	みやま市瀬高町本郷[1]沖端川/松原橋	国	水位計+カメラ
3	みやま市瀬高町本郷[2]矢部川/幸作橋	国	水位計+カメラ
4	中川原橋水位観測所 矢部川/中川原橋	国	水位計+カメラ
5	下北島(筑後市立病院西側)花宗川/近藤橋	県	水位計

■ カメラ付き雨量観測システム（市設置）

	設置箇所	管理者	設置施設
1	市役所	筑後市	雨量計+カメラ

4 協定・様式

4-1 災害時応援協定締結一覧

協定名称	応援の内容	協定先（連絡先）
○上下水道 （筑後市上下水道災害相互応援に関する協定）	(1) 応急給水活動 (2) 応急復旧活動 (3) 応急復旧用資機材の提供 (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	○筑後市管工事協同組合（0942-52-8946） 【(株)牟田商会、三洲建設(株)、小宮産業機械(株)、徳永設備、(有)城崎設備工業、安達建設(株)、(有)山内施設工業、中村住宅設備、(株)五醍建設、(株)角金物、(株)アールテックス】
○上下水道 （水道災害相互応援に関する協定）	水道施設に多大な被害を受けた場合、応急給水等や復旧作業の諸活動について相互応援を実施	○広川町 ○日本水道協会九州地方支部（会員相互） ○福岡県南広域水道企業団（会員相互） ○全国管工事業協同組合連合会（会員相互）
○上下水道 （災害時における薬品の供給に関する協定）	災害時における浄水薬品の供給確保の協力	○日本石灰協会 ○硫酸協会 ○日本無機薬品協会バンドパック部会・活性炭部会 ○日本ソーダ工業会
○上下水道 （災害時における支援活動に関する協定）	災害発生時における飲用水の確保及び水道施設等の早期復旧のための技術支援	○水資源機構
○上下水道 （災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定）	災害発生時における被災地及び近隣地域における宿泊施設の営業状況等に関する情報の提供	○全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
○公共土木 （災害時における応急措置の業務に関する協定）	(1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業 (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業 (3) 災害時における道路、河川、その他の施設の応急復旧 (4) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のために、市が必要と認める緊急応援作業	○瀬口舗道株式会社（090-8298-6610） ○有限会社 青光園（090-4587-5708） ○(株)北原造園土木（090-3191-1008） ○筑後建設組合（0942-53-7631） 【(有)秋山産業、安達建設(株)、池田建設(株)、(株)大藪組、共栄組、(株)古賀建設、(株)五醍建設、(有)佐藤組、(株)佐藤建設、三洲建設(株)、(株)シーケン、(株)下川土木、下川産業(株)、進和舗道(株)、(有)角組、大一舗道(株)、田島建設(有)、田島土木工業(株)、(株)尋木組、(株)筑後工業、(株)堤建設、(有)西田組、(株)西日本、(株)深町組、(株)丸欣、(株)むつみ工業、(有)矢ヶ部建設、安永セメント工業(有)、村上商店、未来建設(株)】 ○村上ガーデン（0942-52-3395）
○市町村相互協定 （災害時におけ	(1) 食料、飲料水及び生活必需品資並びにその供給に必要な資機材の提供	○県内全市町村（県消防防災企画課） ○九州市長会 ○環境自治体会議災害支援協定

<p>る市町村間の相互応援に関する基本協定)</p>	<p>(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</p> <p>(3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供</p> <p>(4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣</p> <p>(5) 被災者の一時収容のための施設提供</p> <p>(6) 被災傷病者の受入れ</p> <p>(7) 遺体の火葬のための施設の提供</p> <p>(8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供</p> <p>(9) ボランティアの受付及び活動調整</p> <p>(10) 前各号に定めるものの他、特に要請のあった事項</p>	<p>○熊本県益城町</p> <p>○岡山県玉野市</p> <p>・被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、電話等により応援を要請する。</p> <p>・福岡県内複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、電話等により福岡県知事に対し応援要請の依頼を行うものとし、福岡県知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。</p>
<p>○物資供給（災害時における物資供給に関する協定）</p>	<p>生活必需物資並びに災害時における緊急対応等に必要な資機材の提供</p>	<p>○NPO法人コメリ災害対策センター (025-371-4112)</p> <p>○福岡県LPガス協会八女支部 (0943-23-3252)</p> <p>【(有)前田商会、猪口商会、(資)西牟田食飯店、下川燃料店、矢加部住設、下川石油、(有)石川商店、九州日紅(株)、古賀プロパン店、萩原酸素商会、(株)大鷲商事、(有)一条プロパン、九州クリーンガス(株)、筑後液化石油ガス事業協同組合、(有)野田商店、九州石油ガス(株)、三愛オブリガス九州(株)、(株)三愛ガスサービス、九州ガスサプライ(株)、筑後ガスセンター(株)】</p> <p>○有限会社 角金物 (0942-52-2361)</p> <p>○福岡八女農業協同組合 (0942-53-4811)</p> <p>○株式会社ヒライホールディングス (096-324-3666)</p> <p>○グッデイ株式会社 (092-953-0369)</p> <p>○株式会社サンリブ (093-591-3711)</p> <p>○株式会社ナフコ (090-1191-5972)</p> <p>○株式会社牟田商会 (0942-53-3126)</p> <p>○株式会社マミーズ (0942-52-5445)</p> <p>○株式会社ニシケン (0942-24-3666)</p> <p>○株式会社ナガワ (092-717-2666)</p> <p>○株式会社アクティオ (090-7842-7125)</p> <p>○独立行政法人筑後市立病院 (0942-53-7511)</p> <p>○アスタラビスタ八女インター店 (0942-42-2202)</p>

		<p>○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 (0943-23-6175)</p> <p>○株式会社ロッテ (0942-52-7171)</p> <p>○西吉田酒造株式会社 (0942-53-2229)</p> <p>○大塚製菓株式会社 (092-262-6507)</p> <p>○三協フロンテア株式会社 (092-477-8730)</p> <p>○太陽建機レンタル株式会社 (0942-51-9000)</p> <p>○株式会社どんどんライス (0942-51-1234)</p> <p>○株式会社イズミくゆめマート筑後店> (0942-52-1001)</p> <p>○九州ダンボール株式会社 (0942-52-1185)</p>
○物資輸送 (災害時の緊急 救援物資輸送に 関する協定)	災害応急対策に必要な資機 材・生活物資等の輸送業務	○福岡県トラック協会 (092-451-7878)
○大規模災害応 援 (筑後市におけ る大規模な災害 時の応援に関す る協定)	(1) 被害状況の把握 (2) 情報連絡網の構築 (3) 現地情報連絡員 (リエゾン) の派遣 (4) 災害応急措置 (5) その他必要と認められる 事項	○国土交通省 ○国土交通省九州地方整備局
○水防活動	災害発生時における水防活動 の実施	○国土交通省筑後川河川事務所
○医療救護 (災害時の医療 救護活動に関す る協定)	(1) 災害現場及び医療救護所 等でのトリアージ並びに瓦 礫等により負傷した者に対 する医療等の実施 (2) 災害現場及び医療救護所 等から医療機関への負傷者 搬送時の医療 (3) 被災地内での対応困難な 重症患者の被災地外への搬 送時の診療	○八女筑後医師会 (0943-22-4141)
○災害廃棄物 (災害時におけ る応急措置の業 務に関する協 定)	(1) 災害廃棄物の撤去 (2) 災害廃棄物の収集・運搬 (3) 災害廃棄物の処分 (4) 災害時における建築物、そ の他工作物の崩壊、倒壊及び 損壊に伴う緊急人命救助の ための障害物の除去作業	○福岡県県南リサイクル協同組合 (0942-52-0117) ○公益社団法人 福岡県産業資源循環協会 (092-651-0171) ○有限会社 アンズ (0942-52-7285) ○ショウエイ環境 (0942-54-0738)
○避難所 (災害時におけ る避難所に関す る協定)	災害発生時における施設の避 難所利用	○寛元寺公民館 (寛元寺行政区長) ○熊野公民館 (熊野行政区長) ○馬間田公民館 (馬間田北、南行政区長) ○長浜公民館 (長浜行政区長)

		<ul style="list-style-type: none"> ○島田公民館（島田行政区长） ○新溝しんみつ館（新溝行政区长） ○志公民館（志行政区长） ○若菜公民館（若菜行政区长） ○福岡八女農業協同組合筑後地区センター（0942-53-4811） ○福岡県トラック協会 筑後緊急物資輸送センター（0942-52-3115） ○筑後市社会福祉協議会（0942-52-3969） ○筑後広域公園振興事業団（0942-53-4600） ○筑後特別支援学校（0942-53-0528） ○八女高等学校（0942-53-4184） ○八女工業高等学校（0942-53-2044）
○避難施設 （災害時要支援者の避難施設としての介護保険施設等を利用することに関する協定）	災害時要支援者の避難施設としての施設の避難所利用	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人 明筑会（0942-53-0040） ○有限会社 ハラダ（0942-54-0641） ○株式会社 コスモ（0942-51-1755） ○株式会社 パーソン・サポート絆（0944-65-7804） ○ウェルネスの杜 株式会社（0942-27-6789） ○医療法人 城戸医院（0942-42-1600） ○医療法人 清友会（0942-52-1181） ○医療法人 陽山会（0942-54-2300） ○社会福祉法人 幸輪福社会（0942-52-7145） ○社会福祉法人 陽山会（0942-52-5505） ○社会福祉法人 桜園（0942-51-1002） ○有限会社 筑後優友舎（0942-42-2328）
○地図製品提供 （災害時における地図製品等の供給等に関する協定）	災害時における緊急対応等に必要資機材（地図製品等）の提供	○株式会社ゼンリン（092-281-7150）
○郵便物の配達等 （災害発生時における筑後市内郵便局の協力に関する協定）	災害発生時における郵便物の配達等	○筑後市内郵便局 【筑後一条郵便局（代表 0942-53-4995）、筑後郵便局、水田郵便局、船小屋郵便局、西牟田郵便局、古川郵便局、筑後久富郵便局】

○通信 (特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定)	災害発生時における通信の提供、及び通信障害復旧	○西日本電信電話株式会社 (092-476-6161)
○電気	災害情報の収集、提供等 発電機と受電設備の接続等	○九州電力送配電株式会社 八女配電事業所 (0943-23-2427) ○福岡県電気工事業工業組合 筑後支店 (0942-53-3722) ○九州電力株式会社 福岡支店 (092-761-6381)
○放送	放送の要請等	○九州朝日放送株式会社 (092-761-7610)
○情報発信	緊急情報等の配信	○LINE ヤフー株式会社 (03-6898-5312)
○葬祭	災害発生時における葬祭業務	○福岡県葬祭業協同組合、北九州葬祭業協同組合、遠賀葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会
○罹災証明書	罹災証明書発行支援	○福岡県行政書士会 (092-641-2501)
○動物救護	災害時における動物救護活動	○公益社団法人 福岡県獣医師会

4-2 県（防災企画課）からの通知

（例文）

〇〇年〇〇月〇〇日

各市町村
各消防本部殿
各農林事務所

福岡県災害警戒本部
（防災危機管理局）

大雨・洪水警報に伴う警戒について

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇に大雨・洪水警報が発表されました。福岡県では、〇〇月〇〇日〇〇〇にかけて、局地的に非常に激しい雨の降る恐れがあります。

大雨・洪水警報が発表された市町村・消防本部におかれては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 災害対策本部等を迅速に設置できるよう、要員の手配等所要の準備を行うこと。
- 2 災害危険箇所の付近の住民に対して、迅速な避難の指示を行えるよう、広報車の準備、要員の手配、避難所の開設準備等を行っておくこと。
- 3 市町村の対応状況について「被害概況報告書」で報告してください。（職員登庁後速やかにFAXすること。）
- 4 被害が発生した場合は、「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」によりFAX報告してください。

※ 宿直（守衛）の方へ、市町村の防災担当者に至急登庁するよう御連絡ください。

(例文)

〇〇年〇〇月〇〇日

各市町村 殿

福岡県災害警戒本部
(防災危機管理局)

被害状況の報告について

このことについて下記のとおり御報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 〇〇日〇〇時現在の被害状況を取りまとめの上、〇〇時〇〇分までに「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」を防災危機管理局にFAXで送付してください。
(防災無線FAX：1-78-700-7390)
- 2 被害等がない場合もFAXしていただきますようお願いいたします。
- 3 道路被害や土砂災害等の被害報告の際は可能な限り、特記事項欄にて住所、被害規模、う回路の有無等を詳しく記入いただきますようお願いいたします。
- 4 市町村における災害体制についても併せて報告してください。
- 5 高齢者等避難、避難指示の発表並びに人的被害が発生した場合は、上記の報告時間を待つことなく、直ちに防災危機管理局（TEL：092-641-4734）まで報告してください。

4-3 被害状況報告書

被害概況報告書

市町村名		報告者名		報告日時					
				月	日	時	分現在		
地方本部名		報告者名		報告日時					
				月	日	時	分現在		
区 分				被害数 (報告時点で判明している概数で可。)		特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)			
人的被害	死者※		人						
	行方不明※		人						
	負傷者	重症※	人						
		軽症	人						
住家被害	全壊※		棟						
	半壊※		棟						
	一部破損		棟						
	床上浸水※		棟						
	床下浸水		棟						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
道路	損壊		箇所						
	埋没		箇所						
	冠水		箇所						
橋りょう	流失		箇所						
	損壊		箇所						
河川	溢水※		箇所						
	決壊※		箇所						
	施設・設備損壊		箇所						
	内水氾濫※		箇所						
土砂災害※	がけ崩れ※		箇所						
	土石流※		箇所						
	地すべり※		箇所						
断水			戸						
緊急安全確保				有(発令中・解除済)・		有の場合は、詳細を別紙に記載			
避難指示				有(発令中・解除済)・		有の場合は、詳細を別紙に記載			
高齢者等避難				有(発令中・解除済)・		有の場合は、詳細を別紙に記載			
自主避難				有(避難中・帰宅済)・		有の場合は、詳細を別紙に記載			
体制 (時系列に履歴を残す)	体制*(いずれかに○)			設置・移行・廃止日時		配備規模		市町村長(いずれかに○)	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能
	その他・災害警戒本部・災害対策本部			月	日	時	分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能

体制…災害警戒本部(災害対策本部に準じて複数部門にまたがる体制をとる場合)、その他(防災主管課のみの体制をとる場合)

被害概況報告書別紙(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難・自主避難)

市町村名	
報告者所属名	
報告者名	
電話番号	

年 月 日 : 現在(24時間表記)

※ 解除された緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、帰宅済の自主避難についても全履歴を記入してください。

種別欄は1~4のいずれかを記入 : 1 緊急安全確保 / 2 避難指示 / 3 高齢者等避難 / 4 自主避難

種別	対象地区名 [避難先名]	発令・解除理由	発令日時	解除日時	高齢者等避難・ 避難指示・緊急安 全確保対象		実避難数				避難所数			
					世帯	人数	世帯	人数	延べ世帯	延べ人数	開設	解除	設置中	
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										
			月 日 :	月 日 :										

※自主避難は開始日時 ※自主避難は帰宅日時 ※自主避難は不要

※各欄で空欄のものは「調査中」として取り扱います。また該当なしの場合は「なし」、数値が0の場合は「0」と明記してください。

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合に、
災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

報告日時	年 月 日 時 分
地方本部名	
受信者名	

被害の区分	土 砂 ・ 河 川 ・ そ の 他 ()				(市町村→地方本部→県本部)			
災害発生箇所					発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	死 傷	死 者※	人	行方不明 ※	住 家	全 壊※	棟	床 上 浸 水 ※
		重 傷※	人			半 壊※	棟	床 下 浸 水
		軽 傷	人			一 部 破 損	棟	
計	人	計	人					
現場の状況								
応急対策の状況								

4-4 被害程度の認定基準

被害区分		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者うち 1 ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者うち 1 ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のも。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のもの。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のもの。
	一部損壊 (準半壊に至らない)	住家が準半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 未満のもの。
	床上浸水	住家に床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家被害	非住家
公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分	内 容
田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
畑の流出埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
罹災世帯	災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。

その他

被害区分	内 容
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。
公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

4-5 罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

罹災住家※の 所在地	
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実的に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

非住家の被害	
--------	--

その他特記事項	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

筑後市長

印

4-6 災害救助法の関連資料

(災害救助事務取扱要領から引用)

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100 円以内 小人(12歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。